

○ 東京商工会議所

「労働政策に関する要望」(平成 16 年 7 月 8 日)

3. 今後の労働関連法規について

(3) 今後の最低賃金の在り方の見なおし

ベースアップの据え置きや定期昇給の廃止をする企業が増えているにも関わらず、最低賃金だけが右上がりで推移してきた（但し過去2～3年を除く。）アンケートによれば中小企業の景気は未だ回復に及んでおらず厳しい状況であることから、地域別最低賃金の額については引き続き据え置くべきである。また、産業別最低賃金制度の在り方については「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」の中で平成16年度中に見なおしが示されており、地域別最低賃金制度があるなかその存在意義は乏しく速やかに廃止すべきである。

○ 中小企業団体中央会

「第56回中小企業団体全国大会決議」(平成16年11月11日)

9. 中小企業に配慮した労働政策、教育政策の展開

3. 最低賃金制度の抜本的見直し

(1) 産業別最低賃金は、地域別最低賃金が全国的に整備・適用されセーフティネットとしての役割を果たしている今日、これに屋上屋を架するものであり、早急に廃止すべきである。

(2) 地域別最低賃金は、経済の動きとは無関係に毎年改定諮問がなされているが、現在の改定方式は下方硬直的であり、かつ非効率であるので、経済実態に合った改定システムに改めるなど、抜本的な見直しが必要である。

○ 日本労働組合総連合会

「2004～2005年度 要求と提言」(平成15年5月9日)

2. 雇用と公正労働条件の確保

8. 最低賃金の機能強化を行う

(1) 法定最低賃金の実効性確保に向けた審議会の運営支援や監督体制の強化をはかる。また制度の機能充実・強化に向けた見直しを検討する。加えて、産業別最低賃金について、第3次産業分野における創設に向けた活動を推進・支援する。

「2005年度最低賃金行政に関する要請書」(平成17年2月17日)

1. 産業別最低賃金について

(1) 現行制度を維持・発展し、産業別最低賃金としての機能強化

産業別最低賃金制度については、当該産業の未組織労働者を含む団体交渉による賃金決定を補完し、賃金の社会的規制の機能を持つ。当該産業の労使による企業内最低賃金協定の締結などによる合意形成を取り組みの基礎としながら、当該産業労使の話し合い、地域における審議会での労使合意を前提とした決定を行っており、この取り組みが労使関係の安定や事業の公正競争確保の役割を果たし賃金の底支え機能を担っている。こうした実態を十分に踏まえ、産業別最低賃金については現行制度を維持し、機能の拡充・強化をはかる。

特に第三次産業分野における産業別最低賃金新設に向けた取り組みを行政の立場で支援する。

(2) 派遣労働者や業務請負企業で働く労働者への適用拡大

派遣労働者や業務請負企業で働く労働者に対して、働く現場での産業別最低賃金が適用されるよう、そのあり方を検討する。

(3) 産業別最低賃金審議の円滑な審議に向けて

規制改革・民間開放推進会議が産業別最低賃金のあり方について検討を求める内容が盛り込まれたことが、地方における2005年度の産業別最低賃金審議に影響を及ぼさないよう、円滑な審議への万全な対応をはかる。

2. 中央最低賃金審議会が示す目安と地域別最低賃金について

今年の目安については、2004年12月の中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告を踏まえて対応する。

(1) 存在感のある目安の決定

企業規模間における賃金の格差拡大を防止するとともに、賃金の二極化に歯止めをかけるためにも、パート労働者等の低賃金労働者の生活実態や必要最低生計費等の動向を十分に踏まえ、賃金の底上げをはかる観点から、中央最低賃金審議会において存在感のある目安を決定する。

(2) 地方における自主的な水準決定

地方最低賃金審議会における審議にあたっては、各地方におけるこれまでの審議経過や必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準等を十分考慮し、適正な審議によって「地域の自主性」が十分発揮されるよう、地方労働局とともに十分な調整・援助を実行する。また、影響率が低い都道府県は積極的な金額の改定を行う。

3. 監督行政の強化について

労働者の誰もが労働の対価として地域別最低賃金額を上回る賃金を受け取る権利が保障されている。しかし、外国人技能実習生や特定業種における最賃違反の事例が数多くみられる。

要員の増強等、監督行政の抜本強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発等により、最低賃金制度の実効性を高める。

「2005年 最低賃金取り組み方針」(平成17年1月20日)

V 最低賃金制度見直しへの対応

最低賃金精度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進会議」や「あり方に関する研究会」の動向を十分見極めて対応する。また、最低賃金制度はこれまで運用面も含め中央最低賃金審議会にて行われてきたが、現在は労使の代表がいない学識経験者による「あり方に関する研究会」にて議論されている。これを本来審議すべき中央最低賃金審議会においても行うよう求める。特に、産業別最低賃金については、継承・発展をはじめとする基本的考え方をもとに意見書の提出や関係者の要請等を行うとともに、具体的な行動を別途提起する。その検討にあたっては、必要に応じて全国会議やブロック会議など、臨機応変な会議開催を行う。

総合規制改革会議第3次答申における

「産業別最低賃金制度の見直し」に対する金属労協の見解

2004年1月13日

全日本金属産業労働組合協

議会

(金属労協／IMF-JC)

総合規制改革会議は、2003年12月、第3次答申を取りまとめ、このなかで産業別最低賃金制度について、「意義が乏しい」として「その在り方を速やかに検討すべきである」と公表している。このことは、産業別最低賃金が果たしている賃金の下支えとしての役割と機能を軽視したものであり、廃止を前提とした検討であれば認めることはできない。

産業別最低賃金は、組織労働者の締結した企業内最低賃金協定などによって必要な合意を形成し、その上で当該産業労使が参加する審議会によって適用対象者や金額を決定し、申請した労働組合員のみならず広く産業全体に適用される制度である。未組織労働者にも適用される、わが国唯一ともいえる当該産業労使参加による賃金決定システムとなっており、規制改革の対象とすべきものではない。

さらに、産業別最低賃金は、下記の役割を担っており、今後とも継承・発展を図っていくことが必要である。

① 産業別の賃金相場に適合した実効性のある賃金の下支えと公正競争の確保

「答申」では、「労働市場は産業別に形成されているわけではない」ことを見直しの理由としてあげているが、仕事の質や働き方の違いを反映して、産業ごとに賃金水準の相場が形成されている。また、地域別最低賃金の全労働者に対する影響率（最低賃金の引き上げによって直接賃金が引き上げられる労働者の割合）はわずか1%程度、所定内賃金に対する水準は4割程度に過ぎず、地域別最低賃金のみでは、多くの産業にとって賃金の下支えとしての機能が乏しい状況にある。産業別最低賃金は、日本の賃金秩序に適合した実効性のある賃金の下支えとして重要な役割を果たしており、さらに、産業内における公正競争の確保にも欠かせないシステムとなっている。

② 法的な規制によって産業全体に適用される賃金の下支えの役割

「答申」では、「最低賃金の設定が必要な場合には、労使間の協約・協定で自主的にこれを定めればよい」としている。しかしながら、こうした労使間の協約・協定で自主的に決定できるのは、日本の組織率の実態からみて2割程度に過ぎず、他の8割の未組織労働者への対応が考慮されていない。

ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国においても、わが国と同程度あるいはそれ以下の組織率であるが、それぞれの法で定められたシステムである「労働協約の拡張適用」によって、少数の組織労働者が団体交渉で決定した賃金などの労働条件が広く未組織労働者に拡張適用されている。しかし日本においては、労働条件が企業内決定であることに加え、労働組合法や最低賃金法に定める拡張適用の申出要件が「同種の労働者の大部分に労働協約が適用される」とこととなっていることなどから、現行の組織率の実態からほとんど拡張適用はされていない。

産業別最低賃金は、こうした日本の賃金決定システムを補完しながら、産業全体の賃金の下支えとしての役割を果たしている。

③金属産業における産業別最低賃金の影響力

金属産業においては、産業別最低賃金が全国で 179 件設定されており、金属産業の約 600 万雇用労働者全体に対して、340 万人以上に適用され、そのカバー率（産業別最低賃金が適用される労働者の割合）は 6 割程度と極めて影響力の高いものとなっている。そして、金額水準は地域別最低賃金に対して 16% 程度高い水準となっており、金属産業における賃金水準の下支えとしての役割だけでなく、産業ごとの賃金の形成に寄与している。

こうした産業別最低賃金の役割を踏まえ、金属労協は、春季総合生活改善闘争において、JC ミニマム運動のひとつとして法定産業別最低賃金を掲げている。未組織労働者を含めた賃金のセーフティネットの構築を図るべく、「産業別最低賃金の継承・発展」の姿勢を堅持していくこととする。

別添資料：

1. 最低賃金制度の概要
2. 産業別最低賃金の適用状況
3. 最低賃金と一般賃金の割合

以上

(別添資料 略)